

一、昭和十四年度第一次警備行軍部隊派遣要領及準備狀況

0998

(一) 昭和十四年第一次警備行軍部隊派遣要領

第一目的

一 聯隊警備管區タル茂山郡内ノ情勢ニ鑑ミ一部ノ兵力ヲ以テスル茂山以南豆蒺江上流地域ニ警備行軍ヲ行ハシメ以テ同地方ノ治安ヲ安定セシムルニ在リ

第二編成裝備

一 警備行軍部隊ノ編成裝備附表第一ノ如シ
二 派遣部隊長ハ速ニ編成表ヲ提出スルモノトス

第三行動要領

一 警備行軍部隊派遣期間及行動基準附圖第一ノ如シ
二 警備行軍部隊ハ地方警備機關ト密ニ連絡シテ其ノ活動ヲ推進シ以テ努メテ短期間内ニ派遣ノ目的ヲ達成スルモノトス

第四通信連絡及報告

一 派遣部隊長ハ警備電話ヲ利用スル等ノ手段ニ依リ定期的ニ其ノ狀況ヲ報告スルモノトス

0999

- 二 派遣部隊長ハ歸還後十日以内ニ行動詳報ヲ提出スルモノトス
- 第五 經理及宿營給養其他
- 一 所要經費ハ師團ヨリ配當セラレ
- 二 派遣間ノ宿營ハ舍營ニ依リ給養ハ一般演習行軍ニ準シ部隊自炊トス
- 三 派遣隊長ハ六月二十三日中ニ出發準備ヲ完了シ且所要ノ先發者ヲ派遣スルコトヲ得

警備行軍部隊編成表

長	中	隊		備考
		班	小隊	
長	中隊	班	小隊	<p>一、中隊ハ、三小隊トシ別ニ所要ノ指揮班ヲ編成スベシ</p> <p>二、小隊ハ長以下四〇名トシ一般小隊ニ擲弾筒分隊ハ以テ編成スベシ</p> <p>一、長以下二五名トシ機關銃ニ以テ編成シ小隊附下士官一名ヲ附設ス</p> <p>一、長以下二七名トシ聯隊砲一ヲ以テ編成シ指揮班ヲ附シ衛兵兵隊銃兵各一名ヲ含マシムベシ</p> <p>一、長以下二〇名トシ無線有線各一ヶ台隊ヲ編成スベシ</p> <p>一、長以下三名トシ所要ノ馬ヲ携行スベシ</p>
長	中隊	班	小隊	
長	中隊	班	小隊	
長	中隊	班	小隊	
備考	備考	備考	備考	<p>一、中隊附トシテ主計、衛生、免工各下士官一ヲ附ス</p> <p>二、彈藥ハ各一銃一門一付左ノ如ク實包ヲ携行スベシ</p> <p>小銃六〇發、輕機五〇〇發、擲弾筒ハ擲弾三〇發、重火車擲弾三〇發、機關銃九六〇發、步兵砲四發、拳銃一六發</p> <p>三、被服ハ三數程度ノモノヲ使用スベシ</p> <p>其、他面部ハ年度應急水兵計畫書ヲ準用スベシ</p> <p>但シ防毒面ヲ除キ地下足袋ヲ各人一足宛携行スベシ</p>

(二) 準備ノ状況

第一日(六月二十一日)小雨アリ

一十五時頃前項警備行軍部隊派遣要領要旨ノ内示ヲ受ケ中隊下士官以上ヲ中隊長室ニ集合セシメ前記内示ヲ傳ヘ平素準備セル處依リ派遣ニ関スル編成裝備ニ着手セルモ教育其他ノ都合ニ依リ中隊殘置人員ヲ内示スルヤ中隊長ニ對シ感涙ト共ニ同行ヲ願ヒ出ツルモ積出スル等將兵ノ志氣大ニ振フ

二十四時頃ニハ携行彈藥及携行糧秣ニ関スル事項ヲ除ク外準備ヲ完了セリ

第二日(六月二十二日)曇

一十時左記警行命第一號ヲ下達ス

記

警行命第一號

派遣中隊命令

六月二十日十時
於 羅 南

(一) 聯隊ハ警備管區タル茂山郡内ノ情勢ニ鑑ミ一部ノ兵力ヲ以テ豆菰江上流方面ニ警備行軍ヲ實施シ同地方ノ治安ヲ安定ス

(二) 中隊(機関銃一小隊及聯隊砲一小隊)分隊欠クヲ屬スルハ聯隊行軍部隊トナリ六月二十四日汽車輸送ニ依リ羅南出發先ツ茂山ニ向ヒ前進セントス

派遣間ノ行動基準ハ聯隊派遣要領要圖ノ如シ

(三) 各隊ハ六月二十二日十五時迄ニ出發準備ヲ完了シ軍裝檢査ノ爲メ十六時第七中隊舎前ニ西面ノ大隊縱隊ニ集合ス

シ 其ノ編成裝備ハ聯隊ノ派遣要領ニ據ル

(四) 其他細部ニ関シテハ別ニ指示ス

派遣中隊長 笠間 中尉

下達法 關係者ヲ集メ口達筆記後印刷セルモノヲ配布ス

二十時前後携行彈藥糧秣ヲ受領ス
三十三時ヨリ醫務室ニ於テ派遣將兵ノ身體検査ヲ實施セラレ
四十五時ヨリ中隊舎前ニ於テ軍裝検査ヲ實施シ茲ニ全ク諸準備
ヲ完了セリ

五十八時左記警行命第二號ヲ下達ス

記

警行命第二號

派遣中隊命令

六月二十一日十八時
於 羅 南

- 陸軍歩兵曹長 小松 威 男 以下十名
- 同 主計曹長 上 木 育 三
- 同 衛生曹長 原 田 元 武

派遣中隊行動方面ノ物資衛生状態ノ調査並設營
準備ノ爲明二十三日茂山ニ向ヒ先發ヲ命ス
細部ハ直接指示ス
但シ部隊自炊トシ費用ハ實費支辨トス

派遣中隊長 笠間中尉

下達法
口達シ後印刷配布ス

第三日(六月二十三日)曇小雨アリ

一九時警行命第二號ニ依ル人員ヲ茂山ニ向ヒ先發セシム
二十二時左記警行命第三號ヲ下達ス

記

警行命第三號

派遣中隊命令

六月二十三日十二時

(一) 本二十三日十七時ヨリ携行荷物ノ搭載ヲ實施ス依テ
同時迄ニ荷物明細表携行ノ上所要ノ人員ヲ羅南
驛ニ差出シ武藤少尉ノ指示ヲ受ケシムヘシ
但シ兵器彈藥ノ搭載ニ就テハ別ニ示ス
(二) 本二十三日十六時ヨリ行軍部隊ニ對スル聯隊長ノ訓示

アリ依テ各隊ハ十五時四十分兩覆練兵場ニ集合ス一シ
服装ハ單獨ノ軍装トス

派遣中隊長 笠間中尉

下達法

要旨ヲ電話シ後印刷配布ス

三十一時頃聯隊長ヨリ派遣中隊長ニ對シ左記内示アリ

記

警備行軍部隊ニ與フル内示

鮮内ニ侵襲スル匪群ニ對シ計画的ニ攻撃ヲ企圖スル場合ハ豫メ認
可ヲ受クルヲ原則トス但シ常ニ搜索偵謀警戒ヲ周密ニ事前ニ匪
情ヲ偵知スルコトニ努メ彼ニ先チ其ノ機先ヲ制スルノ著意ヲ最モ緊
要トシ苟モ彼ニ乘セラル、カ如キコト断シテアルヘカラス

而シテ一度戦闘ヲ決心スルトキハ断乎徹底的ニ膺懲シ遲疑遠慮
スルカ如キコトハ嚴ニ戒心スヘシ 尚小數ノ兵カラ主カト遠ク離

三

1007

9

隔シテ前進又ハ警戒等ニ出ス場合ニ於テ往々彼ノ陷陣的戦法ニ
陥リシフト及彼カ好シテ誘致戦法ヲ執ル莫ニ注意スヘシ
又任務達成ノ爲ニ部下ヲシテ地方官憲ト圓満妥當ナル協調ヲ保
タシムルト共ニ地方有力人士トノ面接一般民衆ノ指導ニ一段ノ注意
ヲ喚起セシムルヲ要ス

四十三時左記警行命第四號ヲ下達スルト共ニ別紙注意ヲ爲ス

警行命第四號

派遣中隊命令

六月二十三日十三時
於 羅 南

- (一) 中隊ハ聯隊命令ニ基キ明六月二十四日八時十分羅南發茂山ニ向ヒ
汽車輸送ヲ實施ス之カ爲行軍部隊ハ明二十四日六時三十分迄ニ式
台ヲ中央トシ東面ノ大隊縱隊ニ集合スヘシ
- (二) 羅南驛ニ於ケル人員兵器雜藥等ノ搭載ニ関シテハ山内少尉ヲシテ指示
セシム

下達法印刷配布

派遣中隊長 笠間 中尉

別紙

派遣部隊ニ對スル注意

一、行軍各部隊ハ行動間特ニ嚴正ナル軍紀風紀ヲ確立シ堂々タル行動

ヲ爲シ以テ皇軍ノ威武ヲ宣揚スルコトニ努力セヨ

二、警戒心ヲ旺盛ニシ萬遺懣ナキヲ期セヨ

(1) 夜間ニ於ケル飲酒ヲ禁ス

(2) 小敵タリトモ悔ラス大敵タリトモ怖レサルノ注意ト覺悟トヲ以テ常ニ行動セヨ

(3) 荒山以西ノ地区ニハ到ル處匪賊蟠居シ我カ弱矣ニ乘スル如ク努メアル事ヲ常ニ忘ルヘ

カラス

(4) 分隊以下ノ單独行動ヲ禁ス

(5) 携帶兵器ハ常ニ身邊ニ置キ何時テモ應シ得ル準備ニ在ルコト

(6) 宿營地ニ於テハ一級ニ脚絆ヲ附シ之ヲノ假眠ヲ許ス爾余ノ者ハ直ニ應シ得ルノ準備ニ在ルヘシ

三、危害豫防ニ注意スヘシ

(1) 裝填ハ列命スルニアラサレハ之ヲ禁ス

(2) 携帶彈藥類ハ入箱ノ儘茂山迄携行同地以後ノ携行法ニ就テハ別ニ示ス

(3) 携帶彈藥箱等ノ附近ニ於ケル喫煙ヲ嚴禁ス

(4) 自動車ニハ許可ナク乗車スルコトヲ禁スルモ乗車ノ場合ニ於ケル主要ナル注意左ノ如シ

(イ) 運転員ニハ二名(運転手共ニ)以上ノ乗車ヲ禁ス

四

(四) 運轉手ト決シテ談話スヘカラス
 (イ) 数輛同時ニ行進スル場合ハ後方車輛ト連絡ヲ失スヘカラス又別命ナキ場合ト雖モ前方側方ノ警戒ヲ怠ルヘカラス
 (ニ) 車体上ニ乗車スル者ハ確實ニ腰ヲ下ロシ車輛ノ重心ヲ低下シ決シテ縁等ニ腰ヲ掛クヘカラス

四 防諜予防ニ関シ注意スヘシ

- (1) 車中又ハ宿舎等ニ於テ猥リニ地方人ト談話シ或ハ派遣隊ノ任務等ヲ語り又ハ師成携行薬等決シテ語ルヘカラス
- (2) 稱聲筒機關銃等秘密ニ属スル兵器ヲ地方人ニ公開セサル様注意スヘシ
- (3) 宿營地又ハ休憩地等ニ於テ紙屑ヲ捨ツヘカラス又ラズ燒却スルヲ要ス
- (4) 派隊奉事件ノ際ニ於ケル隊後ノ戦死傷者數等ヲ漸シテ語ルヘカラス
- (5) 許可ナク地方ノ電話ヲ使用スヘカラス

五 地方官民ニ対スル動作ニ就テ

- (イ) 地方官民ヲ輕視スルカ如キ言動ハ爲スヘカラス
- (ロ) 聖戰ノ目的ヲ述フルハ差障ナキモ之ニ対スル自己ノ意見等ハ述フヘカラス
- (ハ) 宿舎ノ舎主ノ氏名ハ記憶シ置キ隊後禮狀ヲ出ス如ク努メヨ
- (ニ) 地方住民カ官憲等ノ欠失ヲ述フルモ之ニ雷同セサル如ク特ニ注意スヘシ
- (ホ) 地方官民ヨリ借用セルモノハ確定ニ之ヲ返納シ又物品ノ購入ノ際ハ之カ仕拂ヲ失念セサルコト
- (ヘ) 許可ナク地方官憲ト交渉等ヲ爲スヘカラス要スルニ地方官民ニ対シテ至嚴ナル軍紀ノ下ニ行動シ隊後ノ戒武ヲ無言ノ裡ニ肝銘セシムル如ク努メヨ

六 衛生ニ注意スヘシ

1. 生水生物ノ飲食ヲ嚴禁ス
2. 暑飲暑食ヲ慎ムヘシ
3. 行動地方ハ後半夜氣温若シク低下スルヲ以テ寢冷ヲセサル事ニ氣ヲ付ケヨ
4. 炊事等ノ際ハ防煙ニ注意セヨ

七 其他

1. 火災予防ニ注意スヘシ
2. 賠償セサルコトニ努ムヘシ
3. 物ヲ落粉失セサルコト

派遣中隊長 柴 間 中 尉

五十六時ヨリ聯隊長ノ派遣部隊ニ對スル左記訓示アリ

記

警備行軍部隊出發ニ方リ與フル訓示

(一) 軍紀風紀ノ嚴守確立ニ努ムヘシ

行軍間ト宿營間ナルトヲ問ハス常ニ至嚴ナル軍紀風紀ヲ維持スルハ皇軍タルノ眞價ヲ發揚スルノ所以ニシテ之ニ因リ地方官民ヲシテ愈ニ軍ヲ信賴スルニ至ラシムルト共ニ匪群ヲシテ棄スルノ虛隙ナカラシメ以テ戰ハスシテ勝ツニ至ルヘキモノナルコトヲ銘肝スルヲ要ス

(二) 常ニ至嚴ナル警戒心ヲ發揮シ隊長ヲ中心トスル團結力ヲ顯揚スヘシ

匪群ノ慣用戰法ニ鑑ミ如何ナル場合ニ於テモ警戒ヲ怠ルヘカラス特ニ疲勞困憊時或ハ歩哨斥候等小數人員ヲ以テ獨立勤務ニ服スルモノ或ハ宿營間等ニ於テハ之カ注意ヲ倍蓰シ断シテ不覺ヲトルカ如キコトナク且終始各隊長ヲ中心ニ鞏固ナル團結ヲ以テ行動スルヲ要ス

(三) 衛生ニ注意シ不慮ノ危害防止ニ萬遺憾ナキヲ期スヘシ

天候ノ不順行軍地方ノ衛生状態ノ不良加フルニ連續強行軍ニシテ
利用スヘキ宿營地ニ亦狹隘ナルヲ以テ感冒喝病豫防等衛生ニ注
意スルト共ニ地形或ハ彈藥等ニ基因スル不慮ノ危害防止ニ関シテハ
絶エサル精神ノ緊張ト周到ナル注意トニ依リ萬遺憾ナキヲ期スヘシ

六十七時稍過キ行軍部隊ニ通信一小隊(無線二分有線一分)ヲ配屬セラル
ノ命ヲ受ケタルヲ以テ彈藥糧秣等ニ関シ夫々中隊ノ關係者ヲシテ準
備セシメ至短時間内ニ支障ナク之ヲ完了スルヲ得タリ